## 令和4年度環境配慮行動拡大モデル事業企画運営業務 質問回答

| 項目 | 質問内容                                    | 県回答  |
|----|---|--|
|    |   | 「備品」とは、長期間(概ね2年以上)の使用に耐える物品を、「消耗品」とは、短期間の使用により消耗する(使用に耐えられなくなる)物品をいいます。本業務の対象経費は、「取組の実施に要する経費」である必要がありますので、判断に迷う場合は、事前に相談してください。 |
| 2  |   | 委託料は契約締結後に概算払し、取組終了後に精算します。取組実施前の支払いは可能です。   |
|    | 事業完了後の実績報告には支出の内容を証明する書類(領収書等)が必要でしょうか。 | 必要です。  |

<sup>※</sup>質問内容については、団体名、地域等が特定される部分を編集いたしました。